

令和6年第4回 松野町議会定例会議事日程 第1号

令和6年12月13日（金）午前9時30分開議

- 1 開 会 宣 言（ : ）
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議（ : ）

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名 番 議員 ・ 番 議員
2	—	会期の決定 月 日から 月 日までの 日間
3	—	一般質問（4番、2番、6番、3番）
4	報告 8	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告 について
5	承認 11	専決処分の承認について（令和6年度松野町一般会計補正予算（第3号））
6	議案 52	南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
7	議案 53	愛媛県市町総合事務組合格約の変更について
8	議案 54	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
9	議案 55	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
10	議案 56	松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
11	議案 57	松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
12	議案 58	松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 について
13	議案 59	松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

14	議案 60	町営土地改良事業の施行について
15	議案 61	令和6年度松野町一般会計補正予算（第4号）
16	議案 62	令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
17	議案 63	令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）
18	議案 64	令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
19	発議 2	松野町議会委員会条例の一部改正について
20	報告 9	議会改革特別委員会結果報告について
21	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

5 閉 議（ : ）

6 閉 会（ : ）

◇ 諸般事項報告（出席者の報告）

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、
下記のとおり

記

職名	氏名	職名	氏名
町長	坂本 浩	会計管理者兼出納室長	久保田 忠
副町長	八十島 温夫	建設環境課長	谷口 健二
教育長	三好 秀二	町民課長	芝 吉彦
総務課長	友岡 純	保健福祉課長	瀧本 美樹
防災安全課長	中井 和彦	教育課長	戎 秀之
ふるさと創生課長	井上 靖	吉野生支所長	竹葉 誠
農林振興課長	小西 亨	代表監査委員	榎本 孝幸

議会閉会中の主要行事・事務等一覧表

松野町議会

月 日	内 容	場 所	出席者等
9月13日	松野町敬老式	町内	議員
9月20日	南予森林組合 第24回通常総代会	宇和島市	議長
9月24日	四国四県町村長・議長大会	松山市	議長
10月2日	議会改革特別委員会（第16回）	庁舎	議員
10月19日	西予市合併二十周年記念式典	西予市	議長
10月29日	南予地区人権・同和教育研究協議会	宇和島市	議員
10月31日	第62回四国地区町村議会議長会研修会	香川県 高松市	議員
11月7日	議会改革特別委員会（第17回）	庁舎	議員
11月7日	全員協議会	議場	
11月12日	愛媛県人権・同和教育研究大会	松山市	議員
11月13日	第68回町村議会議長全国大会	東京都	議長
11月15日	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会	松山市	議長
11月29日 ～12月1日	第75回全国人権・同和教育研究大会	鹿児島県 鹿児島市	議員
12月 4日	全員協議会	議場	
12月 4日	議会運営委員会	議場	

一般質問表

令和6年第4回定例会

通告者	質問事項	質問の要旨
1番 山田 寛二 [一問一答方式]	空き家問題について	<p>全国的にも空き家問題がクローズUPされています。</p> <p>1 松野町の空き家数について尋ねます。</p> <p>(1) 空き家数の内、空き家バンクへの登録数とその利用状況はどうなっているか。</p> <p>(2) 空き家利用促進への取り組みはどうなっているか 活用できる空き家と利用促進のための具体的な取り組みについて回答下さい。</p> <p>2 空き家解体について尋ねます。</p> <p>(1) 空き家解体の実績について</p> <p>(2) 空き家解体が必要と思われる件数</p> <p>(3) 空き家解体の推進への取り組み</p> <p>(4) 空き家解体補助費用と実績について</p> <p>このままでは、空き家や倒壊危険家屋が年々増えることが考えられる。特に倒壊危険家屋については、景観的・安全面においても解体することが望まれる。しかし、空き家解体には、莫大な費用が発生する。中には、300万～400万円前後になると聞いている。</p> <p>空き家を解体する場合、条件を満たしているものについては、最高80万円の補助が受けられますが、それ以外には解体したくても費用等の問題でそのままになっているのではないかとと思われる。</p> <p>1 解体費用の増額</p> <p>2 全ての空き家解体に対しての補助</p> <p>3 空き家解体業者認定の緩和</p> <p style="text-align: right;">資料</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
<p>2番 森岡 健治 [一問一答方式]</p>	<p>公衆トイレの今後の維持管理費について</p>	<p>町内各所に様々な目的で設置されているが、本年、目黒地区で農林観光のためにふるさと館付近に設置されている公衆トイレの必要性についてアンケート調査が行われましたが、町長は日頃から滑床溪谷にもっと「大勢の人が来ていただきたい。」と言われているが、観光客の方々に松丸の道の駅から滑床までトイレ休憩出来るところが無いでは町として、いささかどうかなと、おもいますので町長のお考えを伺います。</p>

通告者	質問事項	質問の要旨
3番 山石 恭助 [一問一答方式]	ハラスメントの 対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハラスメントについて役場の中での事例は把握しているか。 2 相談しやすい窓口は開設しているか。 3 プライバシーの保護や報復禁止措置はとっているか。 4 ハラスメントに関する研修は行っているか。
	シルバー人材セ ンターの設立に ついて	<ol style="list-style-type: none"> 1 シルバー人材センターを設立する考えはあるか。 2 シルバー人材を必要とする町民の声はあるか。また、把握はしているか。今後どのように対応する考えか。

通告者	質問事項	質問の要旨
4番 山崎 匡 [一問一答方式]	坂本町政 3 期目 に向けて	1 松野町長としての理念問う。 2 3 期目の政策を問う。
	滑床アウトドア センター万年荘 について	1 運営体制について 2 目黒地区住民との関わりについて
	旧伊予銀行松丸 支店の活用につ いて	1 活用の方法は 2 整備計画の内容は
	水道設備の更新 について	1 現在の状況は 2 今後の整備計画は 3 水道料金への影響は

資料

報告第8号

松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

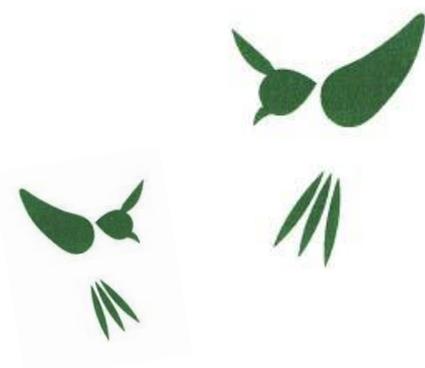
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を別紙のとおり報告する。

令和6年12月13日提出

松野町教育委員会教育長 三好 秀二

令和6年度（令和5年度対象）

教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価報告書



令和6年9月

松野町教育に関する事務の点検・評価委員会

教育に関する事務の点検及び評価について

1 評価委員会の概要

地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条に基づき、松野町教育委員会が事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、そのことについて外部評価委員会が点検・評価を行って、報告書としてまとめる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出する。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

＜評価委員＞	長谷 信昭	松野町大字吉野 2926 番地
	山口 眞理子	松野町大字延野々 1125 番地
	小野 榮子	松野町大字松丸 1268 番地
	池本 綾	松野町大字吉野 686 番地 7

＜委員会の開催状況＞

- 第1回 令和6年8月7日（水）「執行状況の点検・評価について協議」
- 第2回 令和6年8月23日（金）「執行状況の点検・評価について協議」
- 第3回 令和6年9月25日（水）「評価についてまとめ」

2 評価基準

施策が計画どおり達成している

施策が計画どおり概ね達成している

計画は未達成だが達成に向かって進んでいる

達成できず課題がある

3 評価

教育委員会実施の自己点検・評価については、概ね適正であると考えます。

自己点検評価について、報告書のとおり評価と意見を申し上げます。

教育環境が多様化する中で、「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」という基本理念に基づいた新たな活動の創出が随所に認められます。今後も継続的に地域との連携を深め、人権尊重の心を育みながら、主体的な知力・体力の向上や郷土愛の醸成、広報活動のさらなる充実を望みます。

令和6年度（令和5年度対象）教育に関する事務の管理と執行状況の点検・評価

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題）◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
1 教育総務	○教育委員会の事務局として定例会や臨時会、総合教育会議を通常どおり開催することができた。	評価：達成している ○新型コロナウイルス感染症の5類移行後の動態が業務全般に反映されている。
2 学校教育の推進	○学校運営協議会を開催し、各学校の運営計画に対する委員の意見の集約や、学校運営状況等についての評価を受けた。 ○今年度から学校支援ボランティアの運用を開始し、学校教育活動全般にわたる支援を受けた。ボランティアには49名の登録があり、学校とボランティアの情報共有ツールとしてオープンチャットを開設し活用した。 ○外国語教育の充実のために外国語指導助手を2名配置し、保育園への派遣や低学年からの交流活動を実施した。 ○地域資源を活用した郷土学習として、東小学校では「おくうち棚田学」、西小学校では「森の国山城学」を実施した。 ○子どもたちのチャレンジ精神向上に資するため、漢字検定、算数検定、英語検定の初回検定料の公費負担を行った。 ○寄附金を財源に大型モニターをはじめとするICT機器を整備し、授業等で効果的に活用した。 ○リーディングDXスクール事業研究校（東小、中学校）として、一人一台端末を積極的に活用した授業実践を行った。 ◆情報機器の活用については教員間で差があるため、実践的な研修を行う必要がある。	評価：概ね達成している ○学校教育に関する新たな活動の創出が目立っている。 ○各種検定における児童・生徒の主体性の向上を図ってほしい。 ○生涯を通して体力の維持・向上は重要な課題であり、特に家庭内における取組が推進されるよう、働きかけていくべきではないか。

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題）◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
3 生涯学習の推進	<p>○第51期卒業生対象の成人式を1月3日に新庁舎にて開催した。</p> <p>○「松野町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、新庁舎や地区公民館における図書コーナーの充実並びに読み聞かせなどの読書活動の推進を図る。また、引き続き県立図書館の協力図書に取り組み、利用者の便益を図っている。</p> <p>○老朽化が進んだ吉野生公民館の建替工事を施工、年度末に竣工した。</p> <p>●公民館・分館事業については参加者の減少が著しく、簡素化や内容充実など既存事業の見直しが必要である。</p>	<p>評価：概ね達成している</p> <p>○県立図書館との連携した取組や蔵書情報については、さらに広報活動を充実してほしい。</p> <p>○建替工事を行った吉野生公民館については、可能なスペースに図書等を置いてはどうか。</p>
4 生涯スポーツの推進	<p>○まつの桃源郷マラソン大会については、次年度から通常開催の方向で進めており、効率的かつ効果的な大会運営を目指す。</p> <p>○スポーツタウン事業の一環として、10月には奥内の棚田をコースにウォーキングイベントを実施し、文化財とスポーツの融合を図った。</p> <p>●分館対抗スポーツフェスティバルは、夏場の高温や各種行事との兼ね合いにより開催を中止した。次年度は時期を秋に変更して開催する予定である。</p> <p>○駅伝大会については、松野中学校から2チームがオープン参加し、久しぶりに9チームで開催することができ、沿道での応援も例年より多く盛り上がりを見せた。</p>	<p>評価：概ね達成している</p> <p>○分館対抗スポーツフェスティバルの休止により子どもたちの体力づくりに支障が出ている。人数確保は大変であるが、地域単位で集まる機会を持つことも重要である。</p> <p>○ウォーキングイベント等の開催にあたっては、広報活動に工夫が必要である。</p> <p>○駅伝大会への新規参加者の反応も把握しておく必要がある。</p>
5 人権・同和教育の推進	<p>○あおぞら子ども会では、引き続き地域の素材を人権の視点で捉え学びを深め、愛媛県人権教育協議会主催の「人権フォーラム」では武左衛門一揆をテーマに発表を行った。</p> <p>○森の国人権の集いでは、部落問題を中心とした人権課題を身近に捉えられるよう、保護者を対象とした事前アンケート調査を実施し、その結果を基にトークセッションを行った。</p> <p>○人権・同和教育市町訪問を開催し、本町の取組報告、グループワークを行い、愛媛県教育委員会並びに南予教育事務所の講評を受けた。</p> <p>●子ども会を核とした人権・同和教育の推進を図るため、引き続き住民への啓発活動及び行政職員の研修を拡充する必要がある。</p>	<p>評価：概ね達成している</p> <p>○あおぞら子ども会は、参加者も多く充実した活動が行われている。</p> <p>○今後は大人の世代への積極的な人権啓発が必要ではないか。</p>

業務名	事務の執行状況及び自己評価 考察（○成果 ●課題）◆改善方策	評価 ○評価委員の意見
6 文化財保存活用の推進	<p>○町指定文化財として「芝家文書」の新規指定を行うとともに、森の国まつりの遺産として「富岡・河内神社参道の石段」、「富岡・河内神社の芝田勇治頌徳碑」、「富岡・河内神社の戦捷記念石」の3件を新規に認定した。</p> <p>○史跡河後森城跡環境整備事業のなかで、西部ゾーンにある西第十曲輪南部斜面の環境整備工事が完了し、来城者が史跡の価値を理解できるような施設整備を行うことができた。</p> <p>○奥内の棚田及び農山村景観について、ガイダンス施設整備のための設計業務や事前の周辺整備を実施することができた。</p> <p>○町内小学生を対象に郷土学習「森の国山城学」と「おくうち棚田学」を実施し、体験学習を通して地域の歴史文化に触れる機会になったと同時に郷土愛の醸成につながった。</p> <p>●史跡河後森城跡発掘調査成果の早期の取りまとめや重要文化的景観の整備・活用に関する事業の円滑な推進が急務となっており、さらなる専門職員の充実が必要である。</p> <p>◆文化財の学術的な調査成果については、より分かりやすい形で価値を伝えていくための継続的な取組が必要である。</p>	<p>評価：概ね達成している</p> <p>○各学校との連携のもと、先人たちの苦労や努力に学びながら、ふるさとを知り、ふるさに愛着を持つことができるような取組が行われている。</p>
7 文化行政の推進	<p>○森の国文化祭を開催した。各種作品展、芸能大会、教育文化展等を行い、会員等の日頃の文化活動の成果を発表する機会を持つことができた。</p> <p>●文化協会において、活動に対する補助事業を設けているが、これまでの利用実績が少なく、引き続き周知を図り団体の活性化に努めたい。</p> <p>○第70回不器男忌俳句大会を開催し、一般部門855句、高校生部門70句、中学生部門253句、小学生高学年部門638句、小学生低学年以下部門539句の投句を得た。当日は講演会のほか、各部門の句評、表彰等を実施した。</p> <p>○不器男記念館・目黒ふるさと館を中心に町内観光施設とも連携して「四万十街道ひなまつり」を実施した。不器男記念館では、ガラス製雛人形、打掛、保育園児の手作り雛人形等の展示を、目黒ふるさと館では、明治、大正、昭和、平成の雛人形の展示を行った。</p> <p>○不器男記念館では、専門家に活用企画業務を委託し、館内所蔵資料の調査・研究をはじめ、講座開催や来館者対応などの普及・啓発活動を行った。</p>	<p>評価：概ね達成している</p> <p>○不器男記念館の活用企画業務では、専門家が加わることにより、より深い学びが得られるような活動が行われており、今後も継続を望む。</p>

承認第11号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、裏面のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

記

令和6年10月7日専決処分 令和6年度松野町一般会計補正予算（第3号）

告示第71号

専 決 処 分 書

令和6年度松野町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月7日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和6年度松野町一般会計補正予算（第3号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

令和6年度松野町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度松野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,666,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月7日専決処分

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町一般会計予算に関する説明書
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		266,159	8,415	274,574
	3. 委託金	7,789	8,415	16,204
18. 繰入金		268,408	21	268,429
	2. 基金繰入金	268,307	21	268,328
歳入合計		4,657,852	8,436	4,666,288

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,365,157	8,436	1,373,593
	4. 選挙費	11,682	8,436	20,118
歳出合計		4,657,852	8,436	4,666,288

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金	266,159	8,415	274,574
18. 繰入金	268,408	21	268,429
歳入合計	4,657,852	8,436	4,666,288

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	1,365,157	8,436	1,373,593	8,415			21
歳 出 合 計	4,657,852	8,436	4,666,288	8,415			21

2. 歳入

15 款 県支出金

3 項 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	6,572	8,415	14,987	6. 衆議院議員選挙費委託金	8,415	・ 衆議院議員選挙委託金 8,415
計	7,789	8,415	16,204			
15 款合計	266,159	8,415	274,574			

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	239,896	21	239,917	1. 財政調整基金繰入金	21	・ 財政調整基金繰入金 21
計	268,307	21	268,328			
18 款合計	268,408	21	268,429			

歳入合計	4,657,852	8,436	4,666,288			
------	-----------	-------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 衆議院議員 選挙費	0	8,436	8,436	8,415			21	1. 報酬	1,362	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員報酬 101 ・ 投票管理者報酬 128 ・ 期日前投票所の投票管理者報酬 125 ・ 投票立会人報酬 218 ・ 期日前投票所の投票立会人報酬 212 ・ 開票管理者報酬 11 ・ 開票立会人報酬 89 ・ 会計年度任用職員報酬 478
								3. 職員手当等	2,366	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務手当 2,324 ・ 管理職員特別勤務手当 42
								7. 報償費	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票箱送致者謝礼 9 ・ 投票所借用謝礼 21
								8. 旅費	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通旅費 7
								10. 需用費	800	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 684 ・ 燃料費 24 ・ 印刷製本費 92
								11. 役務費	438	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費 428 ・ クリーニング料 10
								12. 委託料	716	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター掲示場設置委託料 297 ・ 投票用紙読取分類機点検委託料 96 ・ 投票用紙読取分類ファイル作成委託料 124 ・ 投票用紙自動交付機点検委託料 16 ・ 計数機点検委託料 55 ・ 選挙公報配布委託料 128

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 衆議院議員 選挙費								22	・複写機借上料	22
								17. 備品購入費	2,695	・投票用紙読取分類機購入費
計	11,682	8,436	20,118	8,415			21			
2 款合計	1,365,157	8,436	1,373,593	8,415			21			

歳出合計	4,657,852	8,436	4,666,288	8,415			21			
------	-----------	-------	-----------	-------	--	--	----	--	--	--

II 給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		20,625	(3.4) 6,721	27,346	5,703	33,049	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.4) 4,739	19,283	4,365	23,648	
	その他		31,842			31,842		31,842	
	計	10	46,386	20,625	11,460	78,471	10,068	88,539	
補正前	長 等	3		20,625	(3.4) 6,721	27,346	5,703	33,049	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.4) 4,739	19,283	4,365	23,648	
	その他		30,958			30,958		30,958	
	計	10	45,502	20,625	11,460	77,587	10,068	87,655	
比 較	長 等	0	0	0	(0.0) 0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	(0.0) 0	0	0	0	
	その他	0	884	0	0	884	0	884	
	計	0	884	0	0	884	0	884	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(49) 105	65,076	339,252	198,774	603,102	110,192	713,294	
補正前	(45) 105	64,598	339,252	196,408	600,258	110,192	710,450	
比較	(4) 0	478	0	2,366	2,844	0	2,844	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,004	3,947	15,856	1,074	82,251	66,650	548	9,586	4,789	6,970	50	28	21
	補正前	7,004	3,947	13,532	1,074	82,251	66,650	506	9,586	4,789	6,970	50	28	21
	比較	0	0	2,324	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 73	0	260,382	149,797	410,179	84,118	494,297	
補正前	(0) 73	0	260,382	147,431	407,813	84,118	491,931	
比較	(0) 0	0	0	2,366	2,366	0	2,366	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,004	3,031	14,174	1,074	56,378	47,104	548	9,586	4,789	6,010	50	28	21
	補正前	7,004	3,031	11,850	1,074	56,378	47,104	506	9,586	4,789	6,010	50	28	21
	比較	0	0	2,324	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(49) 32	65,076	78,870	48,977	192,923	26,074	218,997	
補 正 前	(45) 32	64,598	78,870	48,977	192,445	26,074	218,519	
比 較	(4) 0	478	0	0	478	0	478	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	916	1,682	0	25,873	19,546	0	0	0	960	0	0	0
	補正前	0	916	1,682	0	25,873	19,546	0	0	0	960	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		明 記	備 考
給 料	0	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	2,366	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	2,366	衆議院議員選挙に伴う増: 2,366 千円 (時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当)	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	勞 務 職
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	290,449
	平均給与月額(円)	318,929
	平均年齢(歳)	41.1
令和6年9月1日現在	平均給料月額(円)	290,449
	平均給与月額(円)	318,929
	平均年齢(歳)	41.1

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校 卒	169,762		166,600	
大 学 卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和6年10月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	11	15.1			
	5 級	9	12.3			
	4 級	2	2.7			
	3 級	13	17.8	3 級	()	()
	2 級	16	22.0	2 級	()	()
	1 級	22	30.1	1 級	()	()
	計	73	100.0	計	0	0.0
令和6年9月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	11	15.1			
	5 級	9	12.3			
	4 級	2	2.7			
	3 級	13	17.8	3 級	()	()
	2 級	16	22.0	2 級	()	()
	1 級	22	30.1	1 級	()	()
	計	73	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 事務師 保健師 園長	課長補佐 事務師 保健師 園長 上級保健士 上級保健士 上級保健士 上級保健士 上級保健士 上級保健士	係長 専門員 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士	主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士	主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士 主任保健士

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	73	73	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				
補正前	職員数 (A) (人)	73	73	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正後	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	
補正前	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	
国の制度	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給昇	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

議案第 5 2 号

南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の
減少及び規約の変更について

令和 7 年 3 月 3 1 日限り、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共
団体である津島水道企業団が脱退し、南予地方水道水質検査協議会規約の一
部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法 2 5 2 条
の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

松野町長 坂 本 浩

南予地方水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約

南予地方水道水質検査協議会規約（昭和 6 0 年 3 月 1 日設立）の一部を次
のように改正する。

第 3 条中「、津島水道企業団」を削る。

第 6 条中「9 人」を「8 人」に改める。

第 2 7 条第 2 項中「第 1 9 9 条第 3 項」を「第 1 9 9 条第 4 項」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第53号

愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のように定める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって同団体を愛媛県市町総合事務組合から脱退させるもの。

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合同規約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1第から別表第3までの規定中「津島水道企業団」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第54号

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合からの脱退に伴う財産処分について、次のとおり定めるものとする。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和7年3月31日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他一切の財産については、令和7年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

議案第 5 5 号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

令和 6 年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第56号

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和6年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例（昭和59年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町議会議員に対する期末手当支給条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町議会議員に対する期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第57号

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和6年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを加える。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,601	231,380	262,867	289,023	311,658	337,010
	2	185,707	232,889	263,873	290,633	313,369	338,921
	3	186,914	234,398	264,879	292,142	315,079	340,732
	4	188,021	235,907	265,885	293,651	316,588	342,543
	5	189,128	237,416	266,891	295,160	317,996	344,253
	6	190,838	238,925	267,897	296,669	319,304	345,963
	7	192,447	240,434	268,903	298,077	320,612	347,573
	8	194,057	241,943	269,909	299,385	321,920	349,283
	9	195,667	243,452	270,915	300,592	323,227	350,892
	10	197,377	244,860	271,921	302,101	325,038	352,603
	11	198,986	246,268	272,927	303,610	326,849	354,212
	12	200,596	247,677	273,933	305,019	328,559	355,822
	13	202,206	248,884	274,939	306,427	330,269	357,331
	14	203,916	250,091	275,945	307,534	331,980	359,041
	15	205,626	251,298	276,951	308,540	333,690	360,651

16	207,336	252,506	278,058	309,747	335,400	362,260
17	208,644	253,612	279,064	310,954	337,010	363,870
18	210,254	254,719	280,372	312,564	338,720	365,681
19	211,863	255,825	281,680	314,173	340,430	367,190
20	213,372	256,932	282,887	315,783	342,040	368,799
21	214,881	257,938	284,195	317,292	343,549	370,208
22	216,491	258,944	285,502	318,902	345,158	371,817
23	218,100	259,950	286,710	320,511	346,768	373,427
24	219,710	260,956	287,917	322,121	348,277	374,936
25	221,320	261,962	289,023	323,630	349,685	376,847
26	223,030	262,867	290,231	325,340	351,395	378,759
27	224,338	263,773	291,538	326,950	353,005	380,670
28	225,645	264,678	292,846	328,559	354,615	382,481
29	226,953	265,483	294,154	329,968	355,822	383,990
30	228,060	266,288	295,160	331,678	357,331	385,801
31	229,166	267,093	296,166	333,388	358,840	387,511
32	230,273	267,897	297,273	334,998	360,349	389,120
33	231,380	268,602	298,379	336,205	362,059	390,831
34	232,486	269,406	299,586	338,116	363,870	392,239
35	233,593	270,211	300,693	339,826	365,580	393,647
36	234,699	270,915	301,900	341,436	367,290	395,056
37	235,806	271,620	303,107	342,945	368,699	396,464
38	236,812	272,424	304,415	344,555	370,006	397,671
39	237,818	273,229	305,723	346,164	371,214	398,879
40	238,723	273,933	307,031	347,774	372,622	399,885
41	239,629	274,638	308,339	349,484	373,729	400,991
42	240,534	275,442	309,646	351,295	374,634	402,198
43	241,339	276,247	310,954	353,106	375,640	403,305
44	242,144	276,951	312,262	354,916	376,747	404,412
45	242,848	277,656	313,570	356,425	377,551	405,116
46	243,452	278,360	314,878	357,834	378,457	405,820
47	244,055	279,064	316,185	359,242	379,362	406,524
48	244,659	279,768	317,292	360,651	380,167	407,228
49	245,262	280,472	318,197	362,160	380,972	407,832

50	245,866	281,177	319,505	362,964	381,777	408,436
51	246,470	281,881	320,813	363,970	382,581	408,939
52	246,973	282,585	322,121	364,976	383,286	409,341
53	247,476	283,189	323,328	365,882	383,990	409,743
54	247,878	283,893	324,636	366,988	384,694	409,945
55	248,180	284,496	325,843	367,894	385,398	410,246
56	248,482	285,201	327,050	368,900	386,102	410,548
57	248,783	285,804	328,358	369,805	386,605	410,850
58	249,085	286,508	329,465	370,509	387,209	411,152
59	249,387	287,112	330,571	371,214	387,813	411,454
60	249,689	287,816	331,678	371,817	388,517	411,755
61	249,991	288,420	332,382	372,220	388,919	411,957
62	250,292	289,124	333,287	372,823	389,523	412,258
63	250,594	289,728	333,992	373,527	390,126	412,560
64	250,896	290,231	334,796	374,232	390,629	412,862
65	251,198	290,734	335,601	374,533	391,032	413,063
66	251,500	291,337	336,004	375,238	391,635	413,365
67	251,801	291,840	336,607	375,942	392,239	413,667
68	252,103	292,444	337,311	376,545	392,742	413,969
69	252,405	292,947	338,116	376,847	393,144	414,170
70	252,707	293,450	338,820	377,350	393,647	414,472
71	253,009	294,053	339,525	377,954	394,150	414,773
72	253,310	294,657	340,128	378,557	394,754	414,975
73	253,612	295,160	340,631	378,859	395,056	415,176
74	253,914	295,663	341,235	379,463	395,458	415,478
75	254,216	296,065	341,738	380,167	395,861	415,779
76	254,518	296,367	342,341	380,771	396,263	415,981
77	254,819	296,568	342,643	381,173	396,565	416,182
78	255,121	296,870	343,146	381,676	396,867	416,484
79	255,423	297,071	343,549	382,280	397,168	416,785
80	255,725	297,373	343,951	382,783	397,370	416,987
81	256,027	297,574	344,353	383,286	397,571	417,188
82	256,328	297,776	344,856	383,889	397,873	417,490
83	256,630	298,077	345,359	384,392	398,174	417,791
84	256,932	298,279	345,862	384,694	398,376	417,993

85	257, 234	298, 580	346, 164	385, 096	398, 577	418, 194
86	257, 536	298, 882	346, 567	385, 599	398, 879	
87	257, 837	299, 184	346, 969	386, 002	399, 180	
88	258, 139	299, 486	347, 371	386, 404	399, 382	
89	258, 441	299, 788	347, 673	386, 807	399, 583	
90	258, 743	300, 089	348, 076	387, 310	399, 885	
91	259, 045	300, 391	348, 478	387, 712	400, 186	
92	259, 346	300, 794	348, 880	388, 114	400, 388	
93	259, 648	300, 995	349, 082	388, 416	400, 589	
94		301, 196	349, 484	388, 919		
95		301, 498	349, 886	389, 322		
96		301, 900	350, 289	389, 724		
97		302, 101	350, 490	390, 026		
98		302, 403	350, 892	390, 529		
99	302, 806	351, 295	390, 931			
100	303, 208	351, 597	391, 334			
101	303, 409	351, 898	391, 635			
102	303, 711	352, 301				
103	304, 013	352, 703				
104	304, 315	353, 106				
105	304, 516	353, 609				
106	304, 818	354, 011				
107	305, 119	354, 413				
108	305, 421	354, 816				
109	305, 622	355, 319				
110	306, 025	355, 721				
111	306, 427	356, 023				
112	306, 729	356, 325				
113	306, 930	356, 828				
114	307, 131					
115	307, 433					
116	307, 836					
117	308, 037					
118	308, 238					

	119		308,540				
	120		308,842				
	121		309,244				
	122		309,445				
	123		309,747				
	124		310,049				
	125		310,351				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,152	円 220,817	円 261,560	円 281,378	円 296,669	円 322,523

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	549,926	55	646,728	109	775,602	163	907,606	217	1,038,290
	2	551,203	56	647,718	110	778,168	164	910,137	218	1,040,822
	3	552,893	57	649,670	111	779,874	165	912,680	219	1,043,342
	4	554,378	58	652,247	112	782,428	166	915,213	220	1,045,883
	5	555,623	59	654,502	113	785,000	167	917,755	221	1,047,343
	6	557,176	60	657,071	114	787,554	168	920,196	222	1,049,872
	7	559,065	61	659,592	115	790,118	169	922,739	223	1,052,401
	8	561,162	62	662,159	116	792,599	170	924,338	224	1,054,928
	9	562,923	63	664,277	117	795,161	171	926,875	225	1,057,446
	10	564,199	64	666,724	118	797,724	172	929,413	226	1,059,977
	11	565,615	65	669,169	119	800,278	173	931,944	227	1,062,505
	12	566,899	66	670,605	120	802,840	174	934,483	228	1,065,021
	13	567,833	67	673,169	121	804,513	175	936,927	229	1,067,551
	14	569,389	68	675,726	122	807,072	176	939,456	230	1,070,078
	15	571,088	69	678,028	123	809,631	177	941,992	231	1,071,518
	16	572,465	70	680,529	124	812,190	178	944,531	232	1,074,033
	17	574,313	71	682,828	125	814,739	179	947,060	233	1,076,559
	18	576,095	72	685,241	126	817,307	180	949,598	234	1,079,085
	19	577,496	73	687,765	127	819,783	181	951,173	235	1,081,600
	20	579,153	74	690,185	128	822,331	182	953,613	236	1,084,126
	21	581,541	75	692,707	129	824,890	183	956,148	237	1,086,649
	22	583,245	76	695,295	130	826,617	184	958,683	238	1,089,176
	23	584,891	77	697,867	131	829,172	185	961,206	239	1,091,690

	24	586,676	78	700,428	132	831,726	186	963,742	240	1,094,216
	25	588,890	79	702,993	133	834,198	187	966,275	241	1,095,626
	26	590,411	80	705,190	134	836,752	188	968,808	242	1,098,150
	27	592,411	81	707,470	135	839,298	189	971,246	243	1,100,672
	28	593,833	82	710,024	136	841,852	190	973,769	244	1,103,193
	29	595,208	83	712,587	137	844,407	191	975,315	245	1,105,706
	30	596,918	84	715,139	138	846,961	192	977,845	246	1,108,230
	31	598,116	85	717,422	139	849,516	193	980,375	247	1,110,750
	32	599,499	86	719,973	140	851,118	194	982,908	248	1,113,272
	33	601,765	87	722,534	141	853,668	195	985,440	249	1,115,783
	34	604,026	88	725,093	142	856,220	196	987,859	250	1,118,307
	35	606,360	89	727,354	143	858,772	197	990,400		
	36	608,590	90	729,933	144	861,322	198	992,920		
	37	610,722	91	731,840	145	863,872	199	995,449		
	38	613,096	92	734,124	146	866,421	200	997,480		
	39	615,030	93	736,692	147	868,886	201	999,008		
	40	617,539	94	739,104	148	871,434	202	1,001,543		
	41	619,827	95	740,927	149	873,986	203	1,004,079		
	42	622,011	96	743,425	150	876,526	204	1,006,613		
	43	623,250	97	745,990	151	878,192	205	1,009,038		
	44	624,859	98	748,293	152	880,737	206	1,011,574		
	45	627,210	99	750,855	153	883,285	207	1,014,109		
	46	629,731	100	752,676	154	885,742	208	1,016,642		
	47	631,711	101	755,165	155	888,125	209	1,019,178		
	48	633,505	102	757,735	156	890,507	210	1,021,713		
	49	635,359	103	760,294	157	892,889	211	1,023,210		
	50	636,900	104	762,853	158	895,271	212	1,025,639		
	51	638,827	105	765,421	159	897,653	213	1,028,163		
	52	640,817	106	767,911	160	900,034	214	1,030,705		
	53	642,813	107	770,470	161	902,529	215	1,033,224		
	54	644,745	108	773,035	162	905,063	216	1,035,756		
定年前再任用短時間勤務職員										基準給料 月額 円 778,908

第2条 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に

支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松野町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松野町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第58号

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

提 案 理 由

令和6年人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、一部改正を行うもの。

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
	円
1	184,601
2	185,707
3	186,914
4	188,021
5	189,128
6	190,838
7	192,447
8	194,057
9	195,667
10	197,377
11	198,986
12	200,596
13	202,206
14	203,916
15	205,626
16	207,336
17	208,644
18	210,254
19	211,863
20	213,372
21	214,881
22	216,491
23	218,100
24	219,710
25	221,320
26	223,030
27	224,338
28	225,645
29	226,953
30	228,060

31	229, 166
32	230, 273
33	231, 380
34	232, 486
35	233, 593
36	234, 699
37	235, 806
38	236, 812
39	237, 818
40	238, 723
41	239, 629
42	240, 534
43	241, 339
44	242, 144
45	242, 848
46	243, 452
47	244, 055
48	244, 659
49	245, 262
50	245, 866
51	246, 470
52	246, 973
53	247, 476
54	247, 878
55	248, 180
56	248, 482
57	248, 783
58	249, 085
59	249, 387
60	249, 689
61	249, 991
62	250, 292
63	250, 594
64	250, 896
65	251, 198
66	251, 500
67	251, 801
68	252, 103
69	252, 405
70	252, 707
71	253, 009
72	253, 310
73	253, 612

74	253,914
75	254,216
76	254,518
77	254,819
78	255,121
79	255,423
80	255,725
81	256,027
82	256,328
83	256,630
84	256,932
85	257,234
86	257,536
87	257,837
88	258,139
89	258,441
90	258,743
91	259,045
92	259,346
93	259,648

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第59号

松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

提 案 理 由

コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の発行を可能とするため、当該条例の一部を改正するもの。

松野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松野町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和57年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「ときは、印鑑登録証」の次に「(前項の規定により個人番号カードが添付された場合にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に個人番号カード又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。

2 町長は、前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

(1) 第1項の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(2) 第1項の場合において、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

第13条の見出しを「(印鑑登録証明書の作成及び交付)」に改め、同条第1項中「光学画像読取装置」の次に「(これに準ずる方法により一定の

画像を正確に読み取る機器を含む。)」を加え、「記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。」を「記録し、これを印刷装置（記録された印影を正確に出力できる機器を含む。）により打ち出したもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 町長は、印鑑登録証明書を交付するときは、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明する旨を記載するものとする。

附 則

この条例は、令和7年1月20日から施行する。

議案第60号

町営土地改良事業の施行について

下記のとおり町営土地改良事業を施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂本 浩

記

- 1 事業名 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・豊岡前地区）
- 2 施行年度 令和7年度から令和10年度
- 3 施行場所 松野町大字豊岡
- 4 地区名 豊岡前
- 5 受益面積 22.3ha
- 6 事業費 200,000,000円
- 7 事業量 用排水路工 L=2,358m

令和6年度松野町一般会計補正予算（第4号）

- 1 一般会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 地方債補正
- 4 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

議案第61号

令和6年度松野町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度松野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,708,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町一般会計予算に関する説明書
 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		382,962	882	383,844
	2. 国庫補助金	242,896	882	243,778
15. 県支出金		274,574	1,318	275,892
	2. 県補助金	163,165	1,318	164,483
18. 繰入金		268,429	35,000	303,429
	2. 基金繰入金	268,328	35,000	303,328
21. 町債		979,755	4,600	984,355
	1. 町債	979,755	4,600	984,355
歳入合計		4,666,288	41,800	4,708,088

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		41,575	489	42,064
	1. 議会費	41,575	489	42,064
2. 総務費		1,373,593	6,298	1,379,891
	1. 総務管理費	1,304,919	5,110	1,310,029
	2. 徴税費	24,096	458	24,554
	3. 戸籍住民基本台帳費	21,671	220	21,891
	4. 選挙費	20,118	510	20,628
3. 民生費		981,856	20,596	1,002,452
	1. 社会福祉費	717,642	10,750	728,392
	2. 児童福祉費	264,203	9,846	274,049
4. 衛生費		263,167	5,697	268,864
	1. 保健衛生費	207,129	3,566	210,695
	2. 清掃費	56,038	2,131	58,169
6. 農林水産業費		331,937	1,600	333,537
	1. 農業費	235,479	1,118	236,597
	2. 林業費	95,361	482	95,843
7. 商工費		298,099	412	298,511

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 商工費	298,099	412	298,511
8. 土木費		377,549	△2,229	375,320
	1. 土木管理費	9,933	77	10,010
	2. 道路橋梁費	217,352	△2,291	215,061
	4. 住宅費	36,335	△15	36,320
10. 教育費		377,786	8,937	386,723
	1. 教育総務費	106,755	1,157	107,912
	2. 小学校費	49,402	857	50,259
	3. 中学校費	21,018	412	21,430
	4. 社会教育費	83,957	3,544	87,501
	5. 保健体育費	116,654	2,967	119,621
歳出合計		4,666,288	41,800	4,708,088

令和 6年度
変更

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業債（ハード事業分）	302,800	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	307,400	証書借入 又は 証券発行	年3.00%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	382,962	882	383,844
15. 県支出金	274,574	1,318	275,892
18. 繰入金	268,429	35,000	303,429
21. 町債	979,755	4,600	984,355
歳入合計	4,666,288	41,800	4,708,088

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	41,575	489	42,064				489
2. 総務費	1,373,593	6,298	1,379,891				6,298
3. 民生費	981,856	20,596	1,002,452	2,200	2,400		15,996
4. 衛生費	263,167	5,697	268,864				5,697
6. 農林水産業費	331,937	1,600	333,537				1,600
7. 商工費	298,099	412	298,511				412
8. 土木費	377,549	△2,229	375,320				△2,229
10. 教育費	377,786	8,937	386,723		2,200		6,737
歳 出 合 計	4,666,288	41,800	4,708,088	2,200	4,600		35,000

2. 歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	65,920	882	66,802	2. 障害者福祉費補助金	549	・ 障害者総合支援事業費補助金 549
				3. 保育所費補助金	333	・ 子ども・子育て支援事業交付金 333
計	242,896	882	243,778			
14 款合計	382,962	882	383,844			

15 款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	21,106	1,318	22,424	3. 障害者福祉費補助金	985	・ 重度心身障害者医療費補助金 985
				7. 保育所費補助金	333	・ 子ども・子育て支援事業交付金 333
計	163,165	1,318	164,483			
15 款合計	274,574	1,318	275,892			

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	239,917	35,000	274,917	1. 財政調整基金繰入金	35,000	・ 財政調整基金繰入金 35,000
計	268,328	35,000	303,328			
18 款合計	268,429	35,000	303,429			

21 款 町債

1 項 町債

1. 過疎対策事業債	406,200	4,600	410,800	1. 過疎対策事業債	4,600	・ 過疎対策事業債（ハード事業分） 4,600
------------	---------	-------	---------	------------	-------	-------------------------

21 款 町債

1 項 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
計	979,755	4,600	984,355			
21 款合計	979,755	4,600	984,355			

歳入合計	4,666,288	41,800	4,708,088			
------	-----------	--------	-----------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	41,575	489	42,064				489	2. 給料	342	・ 一般職給 56 ・ 会計年度任用職員給 286
								3. 職員手当等	147	・ 扶養手当 △58 ・ 議員期末手当 70 ・ 住居手当 16 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 68 ・ 一般職勤勉手当 8 ・ フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 43
計	41,575	489	42,064				489			
1 款合計	41,575	489	42,064				489			

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	377,825	5,110	382,935				5,110	1. 報酬	2,570	・ 会計年度任用職員報酬 2,570
								3. 職員手当等	1,985	・ 扶養手当 120 ・ 時間外勤務手当 500 ・ 一般職期末手当 420 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 605 ・ パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 340
								4. 共済費	304	・ 社会保険料 77 ・ 一般職員共済組合負担金 65 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 162

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費								7. 報償費	40	・ 町制70周年記念事業報償費	40
								12. 委託料	138	・ 町制70周年記念ロゴ作成委託料	138
								18. 負担金、補助及び交付金	73	・ 公共交通機関利用促進事業補助金	73
計	1,304,919	5,110	1,310,029				5,110				

2 款 総務費

2 項 徴税费

1. 税務総務費	16,205	458	16,663				458	2. 給料	274	・ 一般職給	274
								3. 職員手当等	119	・ 一般職期末手当 ・ 一般職勤勉手当	92 27
								4. 共済費	65	・ 一般職員共済組合負担金	65
計	24,096	458	24,554				458				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	21,671	220	21,891				220	2. 給料	170	・ 一般職給	170
								3. 職員手当等	50	・ 一般職期末手当	50
計	21,671	220	21,891				220				

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 選挙管理委員会費	4,193	510	4,703				510	2. 給料	311	・ 一般職給	311
								3. 職員手当等	139	・ 一般職期末手当 ・ 一般職勤勉手当	74 65
								4. 共済費	60	・ 一般職員共済組合負担金	60
計	20,118	510	20,628				510				
2 款合計	1,373,593	6,298	1,379,891				6,298				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	173,501	829	174,330				829	2. 給料	442	・ 一般職給	442
								3. 職員手当等	143	・ 一般職期末手当	143
								4. 共済費	107	・ 一般職員共済組合負担金	107
								27. 繰出金	137	・ 国民健康保険特別会計繰出金	137
2. 国民年金事務費	5,487	239	5,726				239	2. 給料	169	・ 一般職給	169
								3. 職員手当等	52	・ 一般職期末手当	52
								4. 共済費	18	・ 一般職員共済組合負担金	18
3. 老人福祉費	200,943	3,023	203,966				3,023	2. 給料	525	・ 一般職給	525
								3. 職員手当等	215	・ 一般職期末手当 ・ 一般職勤勉手当	162 53

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 老人福祉費							4. 共済費	223	・一般職員共済組合負担金	223
							27. 繰出金	2,060	・介護保険特別会計繰出金	2,060
4. 障害者福祉費	201,296	3,000	204,296	1,534			12. 委託料	1,100	・障害福祉システム改造委託料	1,100
							19. 扶助費	1,900	・重度心身障害者医療費	1,900
5. 人権・同和対策費	11,080	103	11,183				2. 給料	54	・一般職給	54
							3. 職員手当等	33	・一般職期末手当	33
							4. 共済費	16	・一般職員共済組合負担金	16
6. 隣保館費	25,966	1,718	27,684				1. 報酬	26	・会計年度任用職員報酬	26
							2. 給料	598	・会計年度任用職員給	598
							3. 職員手当等	223	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	143 80
							4. 共済費	50	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	50
							12. 委託料	821	・樹木管理委託料	821
8. 後期高齢者医療保険事業費	98,552	1,838	100,390				18. 負担金、補助及び交付金	1,838	・後期高齢者広域連合療養給付費負担金	1,838
計	717,642	10,750	728,392	1,534				9,216		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	74,906	660	75,566				660	2. 給料	49	・一般職給	49
								3. 職員手当等	0	・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	30 △30
								4. 共済費	7	・一般職員共済組合負担金	7
								18. 負担金、補助及び交付金	604	・病児保育共同運営費負担金	604
3. 保育所費	124,224	752	124,976				752	1. 報酬	1,157	・会計年度任用職員報酬	1,157
								2. 給料	△1,324	・一般職給 ・会計年度任用職員給	176 △1,500
								3. 職員手当等	919	・一般職期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	218 383 318
4. 児童福祉施設費	61,836	8,434	70,270	666	2,400		5,368	10. 需用費	365	・消耗品費 ・光熱水費	195 170
								11. 役務費	165	・警備機器設置手数料	165
								12. 委託料	1,121	・ネットワーク配線委託料	1,121
								14. 工事請負費	1,298	・工事請負費	1,298
								17. 備品購入費	5,485	・施設用備品購入費	3,982

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 児童福祉施設費							17. 備品購入費		・ 機械器具費 265 ・ パソコン購入費 1,238	
計	264,203	9,846	274,049	666	2,400	6,780				
3 款合計	981,856	20,596	1,002,452	2,200	2,400	15,996				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1. 保健衛生費	159,282	2,716	161,998				2,716	2. 給料	785	・ 一般職給 785
								3. 職員手当等	280	・ 住居手当 △36 ・ 一般職期末手当 133 ・ 一般職勤勉手当 183
								4. 共済費	71	・ 一般職員共済組合負担金 71
								22. 償還金、利子及び割引料	1,580	・ 未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 175 ・ 感染症予防事業費等国庫補助金返還金 153 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金 709 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金 410 ・ 出産・子育て応援交付金返還金 133
3. 環境衛生費	43,966	850	44,816				850	2. 給料	512	・ 一般職給 512
								3. 職員手当等	289	・ 一般職期末手当 156 ・ 一般職勤勉手当 133
								4. 共済費	49	・ 一般職員共済組合負担金 49

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	207,129	3,566	210,695				3,566			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

1. 塵芥処理費	56,038	2,131	58,169				2,131	2. 給料	1,351	・会計年度任用職員給	1,351
								3. 職員手当等	530	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	332 198
								4. 共済費	250	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	250
計	56,038	2,131	58,169				2,131				
4 款合計	263,167	5,697	268,864				5,697				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1. 農業委員会費	12,767	652	13,419				652	1. 報酬	226	・会計年度任用職員報酬	226
								2. 給料	183	・一般職給	183
								3. 職員手当等	221	・扶養手当 ・住居手当 ・一般職期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	56 21 52 57 35

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費								4. 共済費	22	・一般職員共済組合負担金 12 ・パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 10
2. 農業総務費	24,847	59	24,906				59	2. 給料	403	・一般職給 403
								3. 職員手当等	106	・住居手当 24 ・一般職期末手当 75 ・一般職勤勉手当 7
								4. 共済費	△450	・一般職員共済組合負担金 △450
3. 農業振興費	27,758	407	28,165				407	2. 給料	281	・会計年度任用職員給 281
								3. 職員手当等	110	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 69 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 41
								4. 共済費	16	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 16
計	235,479	1,118	236,597				1,118			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1. 林業総務費	26,747	482	27,229				482	2. 給料	321	・一般職給 321
								3. 職員手当等	120	・一般職期末手当 120
								4. 共済費	41	・一般職員共済組合負担金 41
計	95,361	482	95,843				482			

6 款 農林水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6 款合計	331,937	1,600	333,537				1,600			

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	14,380	412	14,792				412	2. 給料	270	・ 一般職給	270
								3. 職員手当等	72	・ 一般職期末手当 ・ 一般職勤勉手当	92 △20
								4. 共済費	70	・ 一般職員共済組合負担金	70
計	298,099	412	298,511				412				
7 款合計	298,099	412	298,511				412				

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1. 土木総務費	9,933	77	10,010				77	2. 給料	58	・ 一般職給	58
								3. 職員手当等	8	・ 一般職期末手当 ・ 一般職勤勉手当	38 △30
								4. 共済費	11	・ 一般職員共済組合負担金	11
計	9,933	77	10,010				77				

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

2. 道路維持費	58,580	△2,330	56,250				△2,330	2. 給料	△1,001	・ 一般職給	199
----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	-------	--------	--------	-----

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費								2. 給料		・ 会計年度任用職員給 △1,200
								3. 職員手当等	△497	・ 一般職期末手当 56 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 △236 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △29 ・ 一般職勤勉手当 12 ・ フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 △300
								4. 共済費	△832	・ 社会保険料 △160 ・ 一般職員共済組合負担金 18 ・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △690
3. 道路新設改良費	158,586	39	158,625				39	2. 給料	50	・ 一般職給 50
								3. 職員手当等	△11	・ 一般職期末手当 29 ・ 一般職勤勉手当 △40
計	217,352	△2,291	215,061				△2,291			

8 款 土木費

4 項 住宅費

1. 住宅管理費	36,335	△15	36,320				△15	2. 給料	39	・ 一般職給 39
								3. 職員手当等	26	・ 一般職期末手当 26
								4. 共済費	△80	・ 一般職員共済組合負担金 △80
計	36,335	△15	36,320				△15			
8 款合計	377,549	△2,229	375,320				△2,229			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	105,691	1,157	106,848				1,157	2. 給料	567	・一般職給 278 ・会計年度任用職員給 289
								3. 職員手当等	349	・扶養手当 45 ・一般職期末手当 165 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 69 ・一般職勤勉手当 27 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 43
								4. 共済費	225	・一般職員共済組合負担金 210 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 15
								8. 旅費	16	・費用弁償 16
計	106,755	1,157	107,912				1,157			

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	35,400	857	36,257				857	2. 給料	594	・会計年度任用職員給 594
								3. 職員手当等	230	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 141 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 89
								4. 共済費	33	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 33
計	49,402	857	50,259				857			

10 款 教育費

3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	15,197	412	15,609				412	2. 給料	286	・会計年度任用職員給	286
								3. 職員手当等	111	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	68 43
								4. 共済費	15	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	15
計	21,018	412	21,430				412				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	15,244	192	15,436				192	1. 報酬	59	・会計年度任用職員報酬	59
								2. 給料	54	・一般職給	54
								3. 職員手当等	65	・管理職手当 ・一般職期末手当	32 33
								4. 共済費	14	・一般職員共済組合負担金	14
2. 公民館費	13,826	823	14,649				823	2. 給料	554	・一般職給 ・会計年度任用職員給	253 301
								3. 職員手当等	189	・住居手当 ・一般職期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・一般職勤勉手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	19 43 72 10 45

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 公民館費							4. 共済費	80	・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	80	
6. 文化振興費	31,416	2,529	33,945		2,200		329	2. 給料	216	・一般職給	216
								3. 職員手当等	68	・一般職期末手当	68
								12. 委託料	970	・登記調査測量委託料	970
								16. 公有財産購入費	1,275	・土地購入費	1,275
計	83,957	3,544	87,501		2,200		1,344				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

3. 学校給食費	79,150	2,967	82,117				2,967	1. 報酬	57	・会計年度任用職員報酬	57
								2. 給料	2,132	・会計年度任用職員給	2,132
								3. 職員手当等	618	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	363 12 6 230 7
								4. 共済費	160	・社会保険料 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	34 126

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	116,654	2,967	119,621				2,967			
10 款合計	377,786	8,937	386,723		2,200		6,737			

歳出合計	4,666,288	41,800	4,708,088	2,200	4,600		35,000			
------	-----------	--------	-----------	-------	-------	--	--------	--	--	--

II 給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		20,625	(3.45) 6,820	27,445	5,723	33,168	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.45) 4,809	19,353	4,365	23,718	
	その他		31,842			31,842		31,842	
	計	10	46,386	20,625	11,629	78,640	10,088	88,728	
補正前	長 等	3		20,625	(3.4) 6,721	27,346	5,703	33,049	町長・副町長・教育長
	議 員	7	14,544		(3.4) 4,739	19,283	4,365	23,648	
	その他		31,842			31,842		31,842	
	計	10	46,386	20,625	11,460	78,471	10,068	88,539	
比 較	長 等	0	0	0	(0.05) 99	99	20	119	
	議 員	0	0	0	(0.05) 70	70	0	70	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	169	169	20	189	

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(49) 105	69,171	348,517	205,514	623,202	110,766	733,968	
補 正 前	(49) 105	65,076	339,252	198,774	603,102	110,192	713,294	
比 較	(0) 0	4,095	9,265	6,740	20,100	574	20,674	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,167	3,924	16,356	1,074	86,658	68,267	548	9,618	4,833	6,970	50	28	21
	補正前	7,004	3,947	15,856	1,074	82,251	66,650	548	9,586	4,789	6,970	50	28	21
	比 較	163	△ 23	500	0	4,407	1,617	0	32	44	0	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 73	0	266,229	153,202	419,431	84,625	504,056	
補 正 前	(0) 73	0	260,382	149,797	410,179	84,118	494,297	
比 較	(0) 0	0	5,847	3,405	9,252	507	9,759	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	7,167	3,031	14,674	1,074	58,639	47,509	548	9,618	4,833	6,010	50	28	21
	補正前	7,004	3,031	14,174	1,074	56,378	47,104	548	9,586	4,789	6,010	50	28	21
	比 較	163	0	500	0	2,261	405	0	32	44	0	0	0	0

備考：（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(49) 32	69,171	82,288	52,312	203,771	26,141	229,912	
補正前	(49) 32	65,076	78,870	48,977	192,923	26,074	218,997	
比較	(0) 0	4,095	3,418	3,335	10,848	67	10,915	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	893	1,682	0	28,019	20,758	0	0	0	960	0	0	0
	補正前	0	916	1,682	0	25,873	19,546	0	0	0	960	0	0	0
	比較	0	△ 23	0	0	2,146	1,212	0	0	0	0	0	0	0

備考：()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考	
給料	9,265	給与改定に伴う増減	11,965	人勸による給与改定	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,700	会計年度任用職員の増減 △ 2,700 千円	
職員手当	6,740	制度改正に伴う増減	7,215	期末手当 4,643 千円 勤勉手当 2,072 千円 時間外勤務手当 500 千円	R6人勸による手当改定 期末手当改定0.05月分引上げ 勤勉手当改定0.05月分引上げ
		その他の増減分	△ 475	人事異動 90 千円 採用・退職 △ 612 千円 状況変更 47 千円	

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職 務 職	
	令和6年12月1日現在	平均給料月額(円)
	平均給与月額(円)	319,202
	平均年齢(歳)	41.3
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円)	290,449
	平均給与月額(円)	318,929
	平均年齢(歳)	41.1

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校 卒	169,762		166,600	
大 学 卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和6年12月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	11	15.1			
	5 級	9	12.3			
	4 級	2	2.7			
	3 級	13	17.8	3 級	()	()
	2 級	16	22.0	2 級	()	()
	1 級	22	30.1	1 級	()	()
	計	73	100.0	計	0	0.0
令和6年10月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	11	15.1			
	5 級	9	12.3			
	4 級	2	2.7			
	3 級	13	17.8	3 級	()	()
	2 級	16	22.0	2 級	()	()
	1 級	22	30.1	1 級	()	()
	計	73	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 事務師 保健師 園長	課長補佐 事務師 保健師 園長 上級保健士 上級保育士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主査 技師 保健士 栄養士 保健師 社会福祉士	主事 技師 保健士 栄養士 保健師 社会福祉士

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	労 務 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	73	73	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)				
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	73	73	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)			
補 正 後	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	
補 正 前	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	
国 の 制 度	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給昇	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

議案第62号

令和6年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松野町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町国民健康保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		61,459	137	61,596
	1. 他会計繰入金	61,458	137	61,595
8. 繰越金		8,884	10,584	19,468
	1. 繰越金	8,884	10,584	19,468
9. 諸収入		10	1,036	1,046
	3. 雑入	7	1,036	1,043
歳入合計		553,457	11,757	565,214

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		23,603	137	23,740
	1. 総務管理費	15,011	57	15,068
	2. 徴税費	8,432	80	8,512
6. 保健事業費		14,224	35	14,259
	1. 特定健康診査等事業費	10,275	35	10,310
7. 基金積立金		48	10,138	10,186
	1. 基金積立金	48	10,138	10,186
8. 諸支出金		316	1,447	1,763
	2. 償還金及び還付加算金	315	1,447	1,762
歳出合計		553,457	11,757	565,214

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	61,459	137	61,596
8. 繰越金	8,884	10,584	19,468
9. 諸収入	10	1,036	1,046
歳入合計	553,457	11,757	565,214

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	23,603	137	23,740			137	
6. 保健事業費	14,224	35	14,259				35
7. 基金積立金	48	10,138	10,186				10,138
8. 諸支出金	316	1,447	1,763				1,447
歳出合計	553,457	11,757	565,214			137	11,620

2. 歳入

7 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	61,458	137	61,595	1. 職員給与費等繰入金	137	・職員給与費等繰入金 137
計	61,458	137	61,595			
7 款合計	61,459	137	61,596			

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	8,884	10,584	19,468	1. 前年度繰越金	10,584	・前年度繰越金 10,584
計	8,884	10,584	19,468			
8 款合計	8,884	10,584	19,468			

9 款 諸収入

3 項 雑入

3. 雑入	3	1,036	1,039	1. 雑入	1,036	・過年度普通交付金返還金 1,036
計	7	1,036	1,043			
9 款合計	10	1,036	1,046			

歳入合計	553,457	11,757	565,214			
------	---------	--------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	14,484	57	14,541			57		2. 給料	126	・ 一般職給	126
								3. 職員手当等	△207	・ 住居手当 ・ 一般職期末手当 ・ 一般職通勤手当	△258 45 6
								18. 負担金、補助及び交付金	138	・ 国保総合システム改修負担金	138
計	15,011	57	15,068			57					

1 款 総務費

2 項 徴税费

1. 賦課徴収費	8,432	80	8,512			80		2. 給料	50	・ 一般職給	50
								3. 職員手当等	30	・ 一般職期末手当	30
計	8,432	80	8,512			80					
1 款合計	23,603	137	23,740			137					

6 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	10,275	35	10,310				35	1. 報酬	35	・ 会計年度任用職員報酬	35
計	10,275	35	10,310				35				
6 款合計	14,224	35	14,259				35				

7 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金積立金	48	10,138	10,186				10,138	24. 積立金	10,138	・ 財政調整基金積立金 10,138
計	48	10,138	10,186				10,138			
7 款合計	48	10,138	10,186				10,138			

8 款 諸支出金

2 項 償還金及び還付加算金

3. 保険給付費等交付金償還金	1	1,447	1,448				1,447	22. 償還金、利子及び割引料	1,447	・ 保険給付費等交付金返還金 1,447
計	315	1,447	1,762				1,447			
8 款合計	316	1,447	1,763				1,447			

歳出合計	553,457	11,757	565,214			137	11,620			
------	---------	--------	---------	--	--	-----	--------	--	--	--

II 給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長等				0		0	
	議員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
補正前	長等				0		0	
	議員				0		0	
	その他	12	160		160		160	国民健康保険運営委員
	計	12	160	0	160	0	160	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 2	342	7,724	4,125	12,191	2,650	14,841	
補 正 前	(1) 2	307	7,548	4,302	12,157	2,650	14,807	
比 較	(0) 0	35	176	△ 177	34	0	34	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	498	6	378	0	1,790	1,435	0	0	18	0	0	0	0
	補正前	498	0	378	0	1,715	1,435	0	0	276	0	0	0	0
	比 較	0	6	0	0	75	0	0	0	△ 258	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 2	0	7,724	4,125	11,849	2,650	14,499	
補 正 前	(0) 2	0	7,548	4,302	11,850	2,650	14,500	
比 較	(0) 0	0	176	△ 177	△ 1	0	△ 1	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	498	6	378	0	1,790	1,435	0	0	18	0	0	0	0
	補正前	498	0	378	0	1,715	1,435	0	0	276	0	0	0	0
	比 較	0	6	0	0	75	0	0	0	△ 258	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 報 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 0	342	0	0	342	0	342	
補 正 前	(1) 0	307	0	0	307	0	307	
比 較	(0) 0	35	0	0	35	0	35	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	176	給 与 改 定 に 伴 う 分	176	人勸による給与改定
		昇 給 に 伴 う 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
職 員 手 当	△ 177	制 度 改 正 に 伴 う 分	75	期末手当 75 千円 R6人勸による手当改定 期末手当改定0.05月分引上げ 勤勉手当改定0.05月分引上げ
		そ の 他 の 増 減 分	△ 252	状況変更 △ 252 千円

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職		勞 務 職	
	平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)	平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)
令 和 6 年 12 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	313,476	平 均 給 料 月 額 (円)	0
	平 均 給 与 月 額 (円)	335,226	平 均 給 与 月 額 (円)	0
	平 均 年 齢 (歳)	46.1	平 均 年 齢 (歳)	-
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	313,476	平 均 給 料 月 額 (円)	0
	平 均 給 与 月 額 (円)	345,726	平 均 給 与 月 額 (円)	0
	平 均 年 齢 (歳)	45.2	平 均 年 齢 (歳)	-

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校 卒	169,762		166,600	
大 学 卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 12 月 1 日 現 在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	0	0.0			
	4 級	0	0.0			
	3 級	2	100.0	3 級	()	()
	2 級	0	0.0	2 級	()	()
	1 級	0	0.0	1 級	()	()
	計	2	100.0	計	0	0.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	0	0.0			
	4 級	0	0.0			
	3 級	2	100.0	3 級	()	()
	2 級	0	0.0	2 級	()	()
	1 級	0	0.0	1 級	()	()
	計	2	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 事務長 保健師 園長	課長補佐 事務長 保健師 園長 上級保健士 上級保健士 上級保健士 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主任 主技 保健師 保健師 保健師 社会福祉士	主任 主技 保健師 保健師 保健師 社会福祉士

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)				
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			
	号 級 数 別 内 訳	2 号 級 (人)		
		4 号 級 (人)		
		6 号 級 (人)		
		8 号 級 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)			
補 正 後	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	
補 正 前	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	
国 の 制 度	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

議案第63号

令和6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松野町の国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		435	2,576	3,011
	1. 繰越金	435	2,576	3,011
歳入合計		326,291	2,576	328,867

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		227,271	2,576	229,847
	1. 施設管理費	226,108	2,576	228,684
歳出合計		326,291	2,576	328,867

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金	435	2,576	3,011
歳入合計	326,291	2,576	328,867

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	227,271	2,576	229,847				2,576
歳 出 合 計	326,291	2,576	328,867				2,576

2. 歳入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	435	2,576	3,011	1. 前年度繰越金	2,576	・前年度繰越金 2,576
計	435	2,576	3,011			
7 款合計	435	2,576	3,011			

歳入合計	326,291	2,576	328,867			
------	---------	-------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	226,108	2,576	228,684				2,576	1. 報酬	1,249	・ 会計年度任用職員報酬 1,249
								2. 給料	1,051	・ 一般職給 ・ 会計年度任用職員給 △1,500 2,551
								3. 職員手当等	225	・ 管理職手当 ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 一般職期末手当 ・ フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・ パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当 ・ 一般職勤勉手当 ・ フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 ・ パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 △376 78 △180 245 556 67 24 △700 457 54
								4. 共済費	51	・ 社会保険料 ・ 一般職員共済組合負担金 ・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 ・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 225 △500 222 104
計	226,108	2,576	228,684				2,576			
1 款合計	227,271	2,576	229,847				2,576			
歳出合計	326,291	2,576	328,867				2,576			

II 給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与				計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)					
補正後	長等					0		0	
	議員					0		0	
	その他					0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
補正前	長等					0		0	
	議員					0		0	
	その他					0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 23	3,639	85,522	60,855	150,016	26,314	176,330	
補正前	(2) 23	2,390	84,471	60,630	147,491	26,488	173,979	
比較	(1) 0	1,249	1,051	225	2,525	△ 174	2,351	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間休日 待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術 手当 (千円)
	補正後	2,094	877	2,594	7,310	18,490	14,518	5,110	2,170	0	492	7,200
	補正前	2,016	853	2,594	7,310	17,622	14,707	5,110	2,546	0	672	7,200
	比較	78	24	0	0	868	△ 189	0	△ 376	0	△ 180	0

備考：()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 15	0	65,511	51,560	117,071	21,026	138,097	
補正前	(0) 15	0	67,011	52,493	119,504	21,526	141,030	
比較	(0) 0	0	△ 1,500	△ 933	△ 2,433	△ 500	△ 2,933	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間休日 待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術 手当 (千円)
	補正後	2,094	507	2,245	7,310	14,090	10,846	4,606	2,170	0	492	7,200
	補正前	2,016	507	2,245	7,310	13,845	11,546	4,606	2,546	0	672	7,200
	比較	78	0	0	0	245	△ 700	0	△ 376	0	△ 180	0

備考：()内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 8	3,639	20,011	9,295	32,945	5,288	38,233	
補正前	(2) 8	2,390	17,460	8,137	27,987	4,962	32,949	
比較	(1) 0	1,249	2,551	1,158	4,958	326	5,284	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間休日 待機手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	夜間看護 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	研究技術 手当 (千円)
	補正後	0	370	349	0	4,400	3,672	504	0	0	0	0
	補正前	0	346	349	0	3,777	3,161	504	0	0	0	0
	比較	0	24	0	0	623	511	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	1,051	給与改定に伴う 増減	2,551	人勸による給与改定
		昇給に伴う 増加		
		その他の増減分	△ 1,500	会計異動 △ 1,500 千円
職員手当	225	制度改正に伴う 増減	1,379	期末手当 868 千円 勤勉手当 511 千円
		その他の増減分	△ 1,154	会計異動 状況変更 △ 1,178 千円 24 千円
				R6人勸による手当改定 期末手当改定0.05月分引上げ 勤勉手当改定0.05月分引上げ

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職		医 療 職	
	平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)	平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)
令 和 6 年 12 月 1 日 現 在	275,963	293,999	717,531	803,781
	46.11		44.00	
	282,106	302,790	729,168	807,167
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	48.30		45.60	

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	医 療 職 (円)	国 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	医 療 職 (円)
高 校 卒	169,762		166,600	
大 学 卒	200,536	524,254	196,200	264,700

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			医 療 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 6 年 12 月 1 日 現 在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	1	7.1			
	4 級	0	0.0			
	3 級	4	28.6	3 級	()	()
	2 級	4	28.6	2 級	()	()
	1 級	5	35.7	1 級	()	()
	計	14	100.0	計	2	100.0
令 和 6 年 1 月 1 日 現 在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	1	7.7			
	4 級	0	0.0			
	3 級	3	23.1	3 級	()	()
	2 級	5	38.4	2 級	()	()
	1 級	4	30.8	1 級	()	()
	計	13	100.0	計	2	100.0

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	医療職
給料総額に対する比率 (%)	13.1%		34.8%
支給対象職員の比率 (%) (令和6年12月1日現在)	87.5%		100.0%
代表的な特殊勤務 手当の名称	研究技術手当、夜間休日待機手当、夜間看護手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 1 特別会計補正予算総則
- 2 歳入歳出予算補正
- 3 補正予算に関する説明書
 - (1) 歳入歳出補正予算事項別明細書
 - (2) 給与費明細書

議案第64号

令和6年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度松野町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出

松野町長 坂 本 浩

令和 6年度松野町介護保険特別会計予算に関する説明書

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		114,403	470	114,873
	1. 介護保険料	114,403	470	114,873
3. 国庫支出金		206,083	441	206,524
	2. 国庫補助金	86,355	441	86,796
4. 支払基金交付金		184,527	360	184,887
	1. 支払基金交付金	184,527	360	184,887
5. 県支出金		102,471	251	102,722
	3. 県補助金	8,025	251	8,276
7. 繰入金		141,639	2,060	143,699
	1. 一般会計繰入金	141,638	2,060	143,698
歳入合計		810,446	3,582	814,028

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		36,246	1,809	38,055
	1. 総務管理費	17,587	814	18,401
	3. 介護認定審査会費	18,129	995	19,124
4. 地域支援事業費		50,317	1,773	52,090
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	23,402	1,332	24,734
	3. 包括的支援事業・任意事業費	25,853	441	26,294
歳出合計		810,446	3,582	814,028

1. 総括

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	114,403	470	114,873
3. 国庫支出金	206,083	441	206,524
4. 支払基金交付金	184,527	360	184,887
5. 県支出金	102,471	251	102,722
7. 繰入金	141,639	2,060	143,699
歳入合計	810,446	3,582	814,028

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	36,246	1,809	38,055			1,809	
4. 地域支援事業費	50,317	1,773	52,090	692		611	470
歳 出 合 計	810,446	3,582	814,028	692		2,420	470

2. 歳入

1 款 保険料

1 項 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	114,403	470	114,873	1. 現年度分特別徴収保険料	470	・第1号被保険者保険料 470
計	114,403	470	114,873			
1 款合計	114,403	470	114,873			

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	4,887	271	5,158	1. 現年度分	271	・現年度分 271
3. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	9,948	170	10,118	1. 現年度分	170	・現年度分 170
計	86,355	441	86,796			
3 款合計	206,083	441	206,524			

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	6,597	360	6,957	1. 現年度分	360	・地域支援事業支援交付金 360
計	184,527	360	184,887			
4 款合計	184,527	360	184,887			

5 款 県支出金

3 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業）	3,054	166	3,220	1. 現年度分	166	・ 現年度分 166
2. 地域支援事業交付金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	4,971	85	5,056	1. 現年度分	85	・ 現年度分 85
計	8,025	251	8,276			
5 款合計	102,471	251	102,722			

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

2. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業）	3,054	166	3,220	1. 現年度分	166	・ 現年度分 166
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・総合事業以外の地域支援事業）	4,971	85	5,056	1. 現年度分	85	・ 現年度分 85
5. その他一般会計繰入金	39,420	1,809	41,229	1. 職員給与費等繰入金	1,809	・ 職員給与費等繰入金 1,809
計	141,638	2,060	143,698			
7 款合計	141,639	2,060	143,699			

歳入合計	810,446	3,582	814,028			
------	---------	-------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	17,585	814	18,399			814		1. 報酬	192	・ 会計年度任用職員報酬	192
								2. 給料	319	・ 一般職給	319
								3. 職員手当等	213	・ 一般職期末手当	101
										・ パートタイム会計年度任用職員期末手当	57
										・ 一般職勤勉手当	21
										・ パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	34
								4. 共済費	90	・ 社会保険料	9
										・ 一般職員共済組合負担金	65
										・ パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	16
計	17,587	814	18,401			814					

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

1. 認定調査等費	15,853	995	16,848			995		2. 給料	845	・ 会計年度任用職員給	845
								3. 職員手当等	324	・ フルタイム会計年度任用職員期末手当	206
										・ フルタイム会計年度任用職員通勤手当	△51
										・ フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	169
								4. 共済費	△174	・ 社会保険料	26
										・ フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	△200
計	18,129	995	19,124			995					

1 款 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 款合計	36,246	1,809	38,055			1,809				

4 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	15,992	3,120	19,112	1,199		1,233	688	18. 負担金、補助及び交付金	3,120	<ul style="list-style-type: none"> 第1号訪問・通所事業負担金 3,100 高額介護予防サービス費相当事業負担金 20
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	7,410	△1,788	5,622	△762		△707	△319	1. 報酬	149	・会計年度任用職員報酬 149
								2. 給料	△1,000	・会計年度任用職員給 △1,000
								3. 職員手当等	△399	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当 △44 フルタイム会計年度任用職員期末手当 △200 パートタイム会計年度任用職員期末手当 48 フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △30 フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 △200 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 27
								4. 共済費	△538	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料 △100 フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △450 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 12
計	23,402	1,332	24,734	437		526	369			

4 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 総合相談事業費	9,042	124	9,166	71		24	29	2. 給料	56	・一般職給	56
								3. 職員手当等	51	・扶養手当 ・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	7 34 10
								4. 共済費	17	・一般職員共済組合負担金	17
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	5,615	134	5,749	78		26	30	2. 給料	306	・会計年度任用職員給	306
								3. 職員手当等	119	・フルタイム会計年度任用職員期末手当 ・パートタイム会計年度任用職員期末手当 ・フルタイム会計年度任用職員通勤手当 ・フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 ・パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	52 26 △24 43 22
								4. 共済費	△291	・社会保険料 ・フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金	9 △300
8. 認知症初期集中支援推進事業費	6,210	183	6,393	106		35	42	2. 給料	117	・一般職給	117
								3. 職員手当等	50	・一般職期末手当 ・一般職勤勉手当	39 11
								4. 共済費	16	・一般職員共済組合負担金	16
計	25,853	441	26,294	255		85	101				
4 款合計	50,317	1,773	52,090	692		611	470				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	810,446	3,582	814,028	692		2,420	470			

II 給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
補正前	長 等				0		0	
	議 員				0		0	
	その他	5	99		99		99	介護保険運営委員
	計	5	99	0	99	0	99	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 9	4,878	27,484	13,591	45,953	7,141	53,094	
補 正 前	(2) 9	4,537	26,841	13,233	44,611	7,965	52,576	
比 較	(1) 0	341	643	358	1,342	△ 824	518	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	124	21	476	0	6,653	5,331	0	752	234	0	0	0	0
	補正前	117	126	520	0	6,290	5,194	0	752	234	0	0	0	0
	比 較	7	△ 105	△ 44	0	363	137	0	0	0	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 4	0	15,424	7,581	23,005	4,713	27,718	
補 正 前	(0) 4	0	14,932	7,358	22,290	4,615	26,905	
比 較	(0) 0	0	492	223	715	98	813	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	124	0	290	0	3,425	2,756	0	752	234	0	0	0	0
	補正前	117	0	290	0	3,251	2,714	0	752	234	0	0	0	0
	比 較	7	0	0	0	174	42	0	0	0	0	0	0	0

備考：()内は、短時間勤務職員について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 5	4,878	12,060	6,010	22,948	2,428	25,376	
補 正 前	(2) 5	4,537	11,909	5,875	22,321	3,350	25,671	
比 較	(1) 0	341	151	135	627	△ 922	△ 295	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	防疫等 作業手当 (千円)	行旅死亡人 取扱業務手当 (千円)	動物等処理 業務手当 (千円)
	補正後	0	21	186	0	3,228	2,575	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	126	230	0	3,039	2,480	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	△ 105	△ 44	0	189	95	0	0	0	0	0	0	0

備考：（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	643	給 与 改 定 に 伴 う 分 増 減	1,643	人勸による給与改定
		昇 給 に 伴 う 分 増 加		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,000	雇用実績による減額 △ 1,000 千円 (会計年度任用職員)
職 員 手 当	358	制 度 改 正 に 伴 う 分 増 減	900	R6人勸による手当改定 期末手当改定0.05月分引上げ 勤勉手当改定0.05月分引上げ
		そ の 他 の 増 減 分	△ 542	状況変更 7 千円 雇用実績による減額 △ 549 千円 (会計年度任用職員)

(3) 一般職の給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職		勞 務 職	
	令和6年12月1日現在	平均給料月額 (円)	310,157	0
	平均給与月額 (円)	333,932	0	0
	平均年齢 (歳)	44.0	-	-
令和6年9月1日現在	平均給料月額 (円)	310,157	0	0
	平均給与月額 (円)	333,932	0	0
	平均年齢 (歳)	43.8	-	-

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)	国 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	勞 務 職 (円)
高 校 卒	169,762		166,600	
大 学 卒	200,536		196,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			勞 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和6年12月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	2	50.0			
	4 級	0	0.0			
	3 級	0	0.0	3 級	()	()
	2 級	1	25.0	2 級	()	()
	1 級	1	25.0	1 級	()	()
	計	4	100.0	計	0	0.0
令和6年9月1日現在	7 級	()	()			
	6 級	0	0.0			
	5 級	2	50.0			
	4 級	0	0.0			
	3 級	0	0.0	3 級	()	()
	2 級	1	25.0	2 級	()	()
	1 級	1	25.0	1 級	()	()
	計	4	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	課局長 局長 室長 主幹	課長補佐 事務師 保健師 園長	課長補佐 事務師 保健師 園長 上級保健師 上級保健師 上級保健師 上級社会福祉士	係長 専門員 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 主任社会福祉士	主任 技師 保健師 社会福祉士	主任 技師 保健師 社会福祉士

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職	労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				
補正後	職員数 (A) (人)	4		
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号級数別内訳	2号級 (人)		
		4号級 (人)		
		6号級 (人)		
		8号級 (人)		
比率 (B)/(A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)			
補正前	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	
補正後	() 2.250	() 2.250	()	() 4.500	有	
国の制度	() 2.250	() 2.350	()	() 4.600	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時特別 給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)		

キ 地域手当

支給対象地域			
支給率 (%)			
支給対象職員数 (人)			
国の制度 (支給率) (%)			

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和年月日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	令和元年人勸により、支給対象となる家賃額の下限を4,000円を引上げ、手当上限を1,000円引上げる改定を行ったが、地域事情等を考慮し愛媛県は改定を行わなかった。給与等については県準拠としているため、松野町も同様に改定なしとした。
通勤手当	同じ	

令和6年12月4日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

提出者 松野町議会議員 安西 博文

賛成者 松野町議会議員 森岡 健治

賛成者 松野町議会議員 赤松 紀幸

賛成者 松野町議会議員 山石 恭助

賛成者 松野町議会議員 山田 寛二

賛成者 松野町議会議員 山崎 匡

松野町議会委員会条例の一部改正について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

発議第 2 号

松野町議会委員会条例の一部改正について

松野町議会委員会条例（昭和 6 2 年条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者	松野町議会議員	安西	博文
賛成者	松野町議会議員	森岡	健治
賛成者	松野町議会議員	赤松	紀幸
賛成者	松野町議会議員	山石	恭助
賛成者	松野町議会議員	山田	寛二
賛成者	松野町議会議員	山崎	匡

【提案理由】

総務と産業の 2 つの常任委員会を設置し、議員 7 人が委員となり、それぞれの委員会で審査を行っているが、法令順守並びに理事者、議会双方の負担軽減及び議会運営の効率化を図ることを目的に、常任委員会を 1 つにし、名称を総務常任委員会にするもの。

松野町議会委員会条例の一部を改正する条例

松野町議会委員会条例(昭和62年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管
総務常任委員会	7人	総務課、防災安全課、ふるさと創生課、農林振興課、農業委員会、出納室、町民課、吉野生支所、建設環境課、保健福祉課、中央診療所及び教育委員会

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の松野町議会委員会条例の規定は、改選後の常任委員について適用する。

報告第9号

議会改革特別委員会結果報告について

令和5年9月14日、令和5年第3回定例会において議決された「議会改革特別委員会」の結果について、会議規則第77条の規定により報告する。

令和6年12月13日

議会改革特別委員会 委員長 山田 寛二

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

1 特別委員会の開催状況

(会議) 開催日 令和5年9月25日～令和6年11月7日 計16回

会場 議場兼大会議室

- 協議内容
- ① 議会だよりの発刊について
 - ② 議員報酬・定数・政務活動費について
 - ③ 政治倫理条例について
 - ④ 愛媛県町村議会議長会の決議文について
 - ⑤ 特別委員会報告書について

(事例研修) 開催日 令和6年4月24日

会場 鬼北町役場会議室

- 内容 ① 鬼北町議会との事例研修

2 審査の結果について

令和5年9月から組織された議会改革特別委員会は、全国的にも問題になっている議員のなり手不足の解消を目指し、議員報酬並びに議員定数及び政務活動費などの課題解決を図るとともに、情報公開を通して開かれた議会、分かりやすく町民の気持ちに寄り添った議会を目指し、前述のとおり計17回にわたり協議を重ねた。

その結果、当委員会としては下記のとおり意見でまとまった。

1 議員報酬額等については、特別職報酬等審議会に委ねることとするが、審議会の運営等について、次の事項の実施を要望する。

- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任願いたい。
- (2) 審議会委員へ説明する機会を設けていただきたい。

- 2 町民への議会活動の理解促進を図るため、「議会だより」を年4回発行し、町民に分かりやすく身近な議会と感じてもらえる活動を今後も継続して行う。
- 3 議員定数については、現状の7名とする。
- 4 政務活動費については、当町議会としては導入を見送る。

今後も、様々な諸問題が発生することと思われるが、当委員会における調査・研究は本日を以って終了し、今後においては常任委員会及び全員協議会において、審査いただくとの結論に達した。

議 長	事務局長	書 記
		

令和6年12月9日

松野町議会議長 加藤 康幸 殿

議会運営委員長 赤松 紀幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、松野町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会運営及び議長の諮問に関する事

期 間 次期議会まで

